○議長(谷重幸君) おはようございます。

開会に先立ちまして、4月1日付で人事異動がありましたので、自己紹介お願いいたします。

(自己紹介)

健康推進課長 浦 真 彰

○議長(谷重幸君) 次に、5月1日から10月末までの間、クールビズ対応としますので、ご理解、ご協力、お願いいたします。

午前九時○○分開会

午前九時○○分開議

○議長(谷重幸君) ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、 令和元年美浜町議会第2回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、7番 谷進介議員、8番 森本議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

事務局長から別紙会期予定表を説明します。

〇事務局長(井田時夫君) 説明します。

令和元年美浜町議会第2回定例会会期予定表

- 6月11日火曜日、本会議
- 1番、会議録署名議員の指名
- 2番、会期の決定
- 3番、諸報告
- 4番、施政方針並びに全議案の提案理由説明

散会後、全員協議会、各常任委員会を開きます。

- 12日水曜日、休会
- 13日木曜日、休会

なお、この日は一般質問の通告締め切りとなっておりまして、午前11時が締め切り時間でございます。

- 14日金曜日、休会
- 15日土曜日、16日日曜日、休会

閉庁でございます。

- 17日月曜日、18日火曜日、休会
- 19日水曜日、本会議、一般質問
- 20日木曜日、本会議、一般質問、議案審議

21日金曜日、本会議、議案審議 以上です。

〇議長(谷重幸君) お諮りします。

本定例会の会期は、事務局長説明のとおり、本日から6月21日までの11日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

- ○議員 「異議なし」
- ○議長(谷重幸君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月21日までの11日間に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本定例会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

〇事務局長(井田時夫君) 報告します。

報告第1号 専決処分事項の報告(美浜町税条例等の一部を改正する条例)について報告第2号 専決処分事項の報告(美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について

報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告(美浜町一般会計)について

議案第1号 美浜町森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定 について

議案第2号 美浜町出生祝金及び子育で応援給付金支給条例の一部を改正する条例について

議案第3号 美浜町赤ちゃん誕生祝金支給条例の制定について

議案第4号 美浜町福祉医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 美浜町場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第7号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第8号 町道の変更について

議案第9号 工事委託契約の変更について

議案第10号 工事委託契約の締結について

議案第11号 令和元年度美浜町一般会計補正予算(第1号)について

議案第12号 令和元年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第13号 令和元年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第14号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第15号 令和元年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任について 以上です。

〇議長(谷重幸君) 町長提出議案は以上です。

本日までに受理した陳情書はお手元に配付しました文書表のとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査及び定期監査結果について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりです。

次に、議員派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。 次に、地方自治法第121条の規定によって本定例会に説明員として出席通知のありま した者の職、氏名を一覧表として、お手元に配付しています。

これで諸報告を終わります。

日程第4 施政方針並びに全議案の提案理由説明を求めます。町長。

〇町長(籔内美和子君) おはようございます。

町長に就任いたしまして、早いもので3カ月が過ぎましたが、慌ただしく過ぎたように 感じております。改めて、皆様とともに令和の時代をお迎えできましたことに大変幸せを 感じております。いま一度立ちどまり、じっくり考えることも大切ではないかと考えてい るところでございます。

令和には、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つという意味が込められていると聞いてございます。職員、議員の皆様、住民の皆様が心を寄せ合い、ともに町づくりができればと願っているところでございます。

さきの3月議会では、私の4年間の町政運営に係る所信を申し上げましたが、本日、令和元年第2回定例会を開会するに当たり、今回の補正予算の提案と、さきにお認めいただきました当初予算とあわせて、今年度の基本的な施政方針を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、3月議会の所信表明におきまして、「『強く』『優しく』『美しい』まち美浜」をスローガンとして3つの柱を掲げております。

一人の犠牲者も出さない災害に強い町づくり、子育て、高齢者の暮らしを応援する優しいまちへ、煙樹ヶ浜などの美しいまちを守り住民の健康や産業振興に、の実現に向け、今年度実施いたします主な施策について申し上げます。

1点目の、一人の犠牲者も出さない災害に強い町づくりにつきましては、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震への対応は、住民にとって大きな心配事の一つでございます。

今年度におきましても、引き続き、南海トラフ巨大地震津波避難に関する整備計画に基づき、浜ノ瀬地区では地区内 2 棟目となる津波避難タワーの完成、田井畑地区では田井畑コミュニティセンター横の用地を購入し、津波避難タワーの建設工事に着手いたします。 上田井地区におきましても津波一時避難施設の実施設計を行います。

また、今後2年間で防災行政無線のデジタル化改修も進めてまいります。職員を各地に

派遣し、防災メールの普及にも努めます。

そのほかにも、古家解体や住宅の耐震診断、耐震設計、改修工事、ブロック塀等撤去改善事業などに要する費用に対しての補助も、引き続き実施してまいります。

今年度は、地域防災計画の見直し時期でございます。担当課職員で全面的な見直しを行うとともに、昨年策定いたしました美浜町復興に関する事前準備計画についても、皆様のご意見をお聞きしながらブラッシュアップしていきたいと思っています。避難行動要支援者対策、小・中学校の防災教育推進にも取り組んでまいります。

風水害関連では、土砂災害警戒区域への砂防事業や浜ノ瀬地区の高波対策につきまして も、引き続き和歌山県に要望していきますので、議員の皆様にもご協力をお願いいたしま す。

ため池ハザードマップにつきましては、当町では11の防災重点ため池が存在しているところであり、まずは、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策として、浸水想定区域などを記載したため池ハザードマップの作成とその周知に取り組みます。

美浜町土砂災害・洪水ハザードマップにつきましては、和歌山県は洪水浸水想定区域図の改定作業を進めているところでございまして、順次、その成果を公表しています。日高川及びその支川である西川に関する洪水浸水想定区域については、今年度中に公表される予定となっていることから、それに合わせる形で改定し、その周知を行います。

介護予防事業と防災対策との連携につきましては、元気な高齢者がふえることで、防災 面からも自分の身は自分で守る、避難場所まで逃げることができるよう、高齢者が身近な 地域で介護予防に継続して取り組める仕組みづくりを推進してまいります。

2点目の、子育て、高齢者の暮らしを応援する優しいまちへにつきましては、人口が減少しても明るく健康で暮らせる住民目線の町づくり、子育て、障害者、高齢者を応援するまちを目指すに当たり、今年度の子育て支援につきましては、出生祝金及び子育て応援給付金を見直し、本年8月1日から子ども医療費を18歳まで拡大いたします。

また、次代を担う子どもの誕生を祝福するため、本年7月1日以降に出生されました赤ちゃんを対象に、1人につき10千円、誕生祝い金を支給いたします。

そのほか、産後4カ月未満の産婦や新生児などを対象とした産後ケア事業、新生児の聴 覚機能の状況の早期確認、早期対応を図るための検査に要する費用の一部を助成する新生 児聴覚検査費助成事業を実施いたします。

また、妊娠期から子育で期にわたるまでの母子保健、育児に関するさまざまな悩みについて、身近な場所で保健師等が専門的な見地から支援を行う子育で世代包括支援センターを健康推進課に設置いたします。

3月議会でも申し上げましたご出産のお祝いのお手紙も、4月から6軒のご家族にお送りし、お子さんの成長やご家族のご多幸、そして、ご家族とつながっていけたらと願い、ペンをとっております。「子育てするなら美浜町で」と言われるように取り組んでまいります。

高齢者の方につきましては、いきいき百歳体操を活用した地域における住民主体の通いの場が町内に整備できており、地域の集会場に住民みずからが誘い合い、助け合って集まり、一緒に体操しながら地域の仲間との交流を深め、地域における互助も根づいてきています。

介護予防事業のさらなる充実を図るため、今後もフォロー体制をとり、定期的に職員が 会場に出向き、参加者のつぶやき拾いや、リハビリ専門職の派遣による専門的なアドバイ スを提供しながら、継続して活動できるように支援いたします。

高齢者がみずからの地域で健康で楽しく暮らしていくために、地域における通いの場を 支援し、住民、町、社会福祉協議会等の関係機関が協力し合い、地域の実情に沿った地域 づくりにつながるような地域包括システムの構築を整えていかなければならないと考えて います。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の施行に伴い、住民主体による多様なサービスの方向性を見出していくことが求められており、地域に根差した介護予防事業の展開とボランティアなど多機関協働の取り組みを推進するため、住民が自分たちの地域について考え、支援することが求められています。

いきいき百歳体操やサロン等の地域の通いの場が広がりました。通いの場での新たなきずなから気になる関係や共感が生まれ、助け合う関係ができるような地域づくりができればと考えてございます。

そんな中、現在、全国で認知症の方が、軽度の方も含めて800万人になるとも言われています。認知症になってもその人らしく過ごせるように、地域で助け合い、寄り添い、社会とのかかわりを失わずに支え合っていける地域を目指します。そのためには、認知症を正しく理解し、自分事として考えられるように啓発していくことや、地域での生活が継続できるよう定期的に認知症の人やその家族、地域住民、専門職が集える場づくりの整備を進めてまいります。

また、行方不明になったときの連携体制や早期発見できる対策として、ステッカー等を 利用し、早期に発見できる支援体制を構築していきたいと考えてございます。

3点目の、煙樹ヶ浜などの美しいまちを守り、住民の健康や産業振興につきましては、 私たちのまち美浜が誇れる一番のものは、美しい煙樹ヶ浜の海岸線と近畿最大の規模と言 われる松林であります。この美しい自然を守り、後世に受け継ぐことが、子ども達の健や かな成長や産業の振興、快適な生活環境が住民の健康増進につながるものと思っていると ころでございます。

今年度におきましては、継続して実施しています和歌山県の補助事業などを活用し、薬 剤地上散布、特別伐倒駆除、樹幹注入などを行い、美しい自然を守ります。

産業振興につきましては、当町には他所に誇れる特産物があり、農産物ではキュウリ、 水産物においてはイセエビやヒジキがその代表的なものであり、たとえ生産量が少なくと もイチゴ、ミニトマトなどがありますので、それぞれの従事者とつながり、支え合って取 り組んでいきます。

西川河川改修事業につきましては、国や県の先生方のご支援、また、農業者の皆様を初め住民の皆様のご理解とご協力を得ながら、とどまることなくより一層の早期改修の実現に向けて、最善の努力をしてまいりたいと考えてございます。

そして、財政状況についてですが、平成29年度決算においては、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は96%と、過去最高の数値となっています。財政の硬直化が進んでおり、臨時的な財政需要に対してほとんど余裕がない状況でございます。

財政調整基金につきましては、平成30年度末の残高は11億10,000千円で、年々減少しており、平成31年度の予算編成においては、昨年度と同額の2億50,000千円を取り崩し、非常に厳しい財政状況となっております。また、各地からの要望などにつきましても、限られた財源の中、優先順位をつけ予算編成を行ったところでございます。

ふるさと納税につきましては、返礼品の規制を強化した新制度が6月1日から始まりました。返礼品の返礼割合3割以下で、返礼品を地場産品としている総務大臣より指定を受けた団体のみが対象となるものでございます。当町におきましては、新制度の趣旨にのっとり、より一層財源の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

また、町の最上位計画である第5次長期総合計画が令和2年度までとなっております。 時代に取り残されることなく、状況の変化に適切に対応していくため、今後10年間の町 の方向性を示す第6次長期総合計画策定に向けて、住民アンケートの実施や住民懇談会を 開催するなど、準備を進めます。

そして、皆様にも大変ご心配をいただいております副町長人事でございますが、私も早くという思いはございますが、3月議会でも申し上げましたように、皆様に喜んでいただける方を人選中でございます。私の熱い思いを受けとめてくださる方を人選に努めているところでございますので、どうかご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で、当初予算、そして、このたびの6月補正予算を通じた令和元年度の行政運営に 当たって、私の方針を申し上げました。職員とともに知恵を絞り、一丸となって町づくり に取り組んでいく所存でございますので、議員の皆様方を初め住民の皆様方のご支援、ご 協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長(谷重幸君) しばらく休憩します。

再開は9時35分です。

午前九時二十四分休憩

午前九時三十五分再開

〇議長(谷重幸君) 再開します。

全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長(**籔内美和子君**) 令和元年美浜町議会第2回定例会に上程いたしました報告3件、

議案16件について一括して提案理由を申し上げます。

報告第1号は、専決処分事項の報告(美浜町税条例等の一部を改正する条例)について でございます。

本専決処分事項は、平成31年度税制改正において改正されました個人住民税に係るふるさと納税制度の見直し、住宅ローン控除の拡充に伴う措置、個人住民税の非課税措置、 軽自動車税の車体課税の見直し等が主な内容でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、原則として平成31年4月1日から施行されることになりましたので、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

報告第2号は、専決処分事項の報告(美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてでございます。

本専決処分事項は、法改正により国民健康保険税に係る賦課限度額の引き上げ及び低所 得者の負担軽減を行うものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、4月1日から施行されることになりましたので、当町国民健康保険税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

報告第3号は、繰越明許費繰越計算書の報告(美浜町一般会計)についてでございます。 3月議会の補正予算におきましてお認めいただきました7件の事業について、地方自治 法第213条の規定により繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第 2項の規定により、繰越明許費繰越計算書の報告をするものでございます。

議案第1号は、美浜町森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の制 定についてでございます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定され、森林環境税と森林環境譲与税が創設されました。この法律における森林環境税につきましては、令和6年度からの課税となってございますが、森林環境譲与税に関しましては、令和元年度から都道府県及び市町村に譲与されることとなります。これを基金として積み立て、今後、必要に応じて法律に定められた使途に充当していくことから、本条例を制定し、積み立て、管理、処分等に関する事項を定めるものでございます。

議案第2号は、美浜町出生祝金及び子育て応援給付金支給条例の一部を改正する条例についてでございます。

条例施行から6年が経過し、出生数の分析や検証を目的に、受給者に対してアンケート調査を実施したところ、7割以上の受給者は、この制度をきっかけとして第3子以降の子どもを授かり、産み育てる動機には至っていない状況でしたので、出生祝金及び子育て応援給付金支給条例を改正するものでございます。

議案第3号は、美浜町赤ちゃん誕生祝金支給条例の制定についてでございます。

この条例は、新たに住民となりました次代を担う子どもの誕生を祝福するとともに、子

どもの健全な育成に資することを目的としまして、新生児1人につき10千円の赤ちゃん 誕生祝い金を支給する条例を制定するものでございます。

議案第4号は、美浜町福祉医療費給付に関する条例の一部を改正する条例についてでご ざいます。

今回の改正は、福祉医療費給付制度の中の子ども医療費及び心身障害児者医療費について、一部を改正するものでございます。

子ども医療費につきましては、受給対象年齢を現行の15歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者までに拡充し、適用除外に婚姻している者などを加えるものでございます。

次に、心身障害児者医療費につきましては、県の補助金交付要綱の改正に伴い、対象者に精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者を対象に加え、県の準則に合わせ名称についても改正するものでございます。

議案第5号は、美浜町場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 についてでございます。

本条例は昨年9月議会におきましてお認めいただきましたが、今回の改正は、三尾場外離着陸場について、敷地内にある里道及び水路を管理上分筆、登記が完了し、新たな地番が付されたため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第6号は、美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号は、美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の介護保険料の軽減を強 化するため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号は、町道の変更についてでございます。

大三尾4号線につきましては、昭和59年6月に町道として認定され、今日に至っている路線でございます。この路線の終点のその先には、三尾場外離着陸場が存在するとともに、その背後の山手においては、和歌山県による砂防堰堤の建設が既に事業化されているところでございます。これらのことから、大三尾4号線に関し、現在の終点から東へ110m、場外離着陸場の進入口付近までの区間について、新たに町道として認定すべきであるとの判断に至り、その終点を大字三尾字北山746番3地先まで延長するものでございます。

議案第9号は、工事委託契約の変更についてでございます。

平成30年度における日高港(西川地区)漁船係留施設整備事業につきましては、令和元年6月28日をもって完成する予定であり、このことにより平成30年度分の全ての事

業費が確定することとなりますので、和歌山県との間で締結している協定書中の金額を減額変更し、事業費の精算を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第10号は、工事委託契約の締結についてでございます。

令和元年度における日高港(西川地区)漁船係留施設整備事業につきましては、下流側係留施設に係る建設工事の最終年度となります。令和元年度に係る工事等の委託に係る協定書の締結に関し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

その相手方は、和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地、和歌山県知事でございます。 議案第11号は、令和元年度美浜町一般会計補正予算(第1号)についてでございます。 今回の補正は、第1回定例会でご承認いただきました骨格予算に肉づけ予算として補正 をさせていただくものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億92,736 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を38億64,857千円とするものでございます。また、第2表、債務負担行為補正、第3表、地方債補正もございます。

では、歳入からご説明いたします。

9ページ、地方譲与税、森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定され、森林環境譲与税が譲与されることによるものでございます。

地方交付税、普通交付税は、財源調整によるものでございます。

分担金及び負担金、分担金、農林水産業費分担金は、小規模土地改良事業受益者負担金 でございます。

使用料及び手数料、使用料、商工使用料は、ゴールデンウイークでのキャンプ場利用者 の増による追加でございます。

国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、社会福祉費補助金、障害者総合支援事業 費補助金は、制度改正に伴うシステム改修費の補助金でございます。

11ページ、児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金は、子育て世代包括支援センター設置に伴う補助金、認可保育所負担金の補助金でございます。

衛生費国庫補助金、保健衛生費補助金は、産後ケア事業と母子保健情報連携システム改修の補助金でございます。

消防費国庫補助金、災害対策費補助金は、上田井地区津波避難場所整備事業補助金でございます。

国庫委託金、総務費国庫委託金、選挙費委託金は参議院議員選挙委託金でございます。 県支出金、県補助金、総務費県補助金、総務管理費補助金、和歌山県移住支援事業補助 金は東京23区から移住してきた方に対しての補助金でございます。

民生費県補助金、児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金でございます。

農林水産業費県補助金、農業費補助金は、小規模土地改良事業は田井畑地区の水路改良、 農地耕作条件改善事業は農道和田南4号線等の測量設計委託業務の補助金でございます。 林業費補助金は、森林病害虫等防除事業補助金、市町村民の森事業補助金、松くい虫防 除事業損失補償金の追加でございます。

水産業費補助金、三尾漁港海岸漂着物等地域対策推進事業は、台風等での漂着物処理を 行うための補助金でございます。

13ページ、土木費県補助金、道路橋梁費補助金は、普通県費補助事業でございます。 財産収入、財産運用収入、利子及び配当金、森林環境譲与税活用基金は、科目設定でございます。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金は、80,000千円の追加でございます。 諸収入、雑入は、王子遊園地への遊具設置に伴うコミュニティ助成、雇用保険料自己負 担分の追加、アンテナショップMIHAMAの閉店に伴い、売り上げ収入の減額でござい ます。

町債、消防債、緊急防災・減災事業債は、田井畑地区津波避難施設整備事業、可搬式ポンプ、上田井地区津波避難施設実施設計業務の補助事業分に充当いたします。

15ページ、公共事業等債は、上田井地区津波避難施設実施設計業務の継ぎ足し単独分に充当するものでございます。

農林水産業債、一般補助施設整備等事業債、若野頭首工改良事業負担金(2期)は、国の補助金メニューが変更となったことにより公共事業等債に振りかえを行ってございます。 公共事業等債は、先ほどの若野頭首工改良事業負担金(2期)の振りかえと若野頭首工改良事業負担金(1期)は、当初予算では一般財源により予算措置を行いましたが、交付税措置のある起債対象となったことによるものでございます。

次に、歳出でございます。

17ページの議会費からでございます。

議会費は、共済組合負担金の利率の変更によるものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費は、人事異動等によるものでございます。

財産管理費は、役務費では新浜集会場新築工事に伴う建築確認申請手数料、委託料では 新浜集会場新築工事設計委託業務、PCB使用機器点検委託業務では、PCBの特措法に より公共施設の照明設備の安定器にPCBが含有している場合、処分することが義務づけ られています。まず、今年度に点検を行うものでございます。

企画費は、委託料では、長期総合計画策定業務委託は当町の最上位計画で令和3年度から10年間の計画を策定するものでございます。負担金補助及び交付金では、煙樹ヶ浜フェスティバルの費用につきましても予算計上してございます。

電子計算費は、使用料及び賃借料では、職員用のパソコンのリース料で、来年1月14日にマイクロソフトによるウインドウズ7のサポートが終了いたします。現在、使用中のパソコンはウインドウズ7であり、また、既に7年使用していることから、ウインドウズ10搭載のパソコンを購入するための費用でございます。

委託料では、使用料及び賃借料で予算計上していますパソコンの設定業務委託と、口座

伝送システム構築料は、金融機関との口座伝送システムが老朽化しているためシステムを 更新するものでございます。

地方創生事業費は、負担金補助及び交付金では、和歌山県移住支援事業補助金で、東京 23区から移住してきた方に対して補助をするものでございます。アンテナショップMI HAMAについてですが、閉店に伴い賃金、需用費の減額でございます。

19ページ、徴税費、税務総務費は人事異動による人件費の減額でございます。

戸籍住民基本台帳費は共済組合負担金の利率の変更によるものでございます。

選挙費、参議院議員選挙費は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に よる報酬単価の増によるものでございます。

21ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の追加、国民年金費の減額、老人福祉費の減額は、人事異動による人件費の補正や特別会計においての人事異動等による繰出金でございます。

心身障害者福祉費は、人事異動による人件費の補正、委託料では、制度改正により就学前の障害児の発達支援の無償化対応に伴う電算処理委託料、新規事業としてひきこもり者支援事業を実施するもので、専門支援機関に相談する際の費用について負担するものでございます。

23ページ、福祉センター管理費は、温水ボイラータンクの水漏れが確認されたためタンク部の修繕を行うものでございます。

地域包括支援センター運営費は、人事異動による人件費の補正でございます。

児童福祉費、児童福祉総務費は、議案第2号、第3号で審議いただきます出生祝い金及び子育て応援給付金と赤ちゃん誕生祝い金の補正、工事請負費のちびっ子広場遊具新設工事は、新浜の王子遊園地に複合遊具を設置するものでございます。

児童福祉施設費は、補助基準額の改正による認可保育所負担金の追加でございます。

児童措置費は、共済組合負担金の利率の変更によるもの、扶助費の子ども医療費については、議案第4号で審議いただきます18歳までの医療費の無料化による追加補正でございます。

25ページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費は、人事異動による人件費の補正もございますが、主なものは、母子保健法の改正により子育て世代包括支援センターを設置することが努力義務化され、当町におきましても設置いたしますので、その諸費用を予算計上したことによるものでございます。なお、開設日についてですが、当初は10月に向け準備を進めてきたところでございますが、庁舎保健室の改修工事の見直しなどにより12月に延期いたします。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、産後4カ月未満の産婦や新生児などを対象とした産後ケア事業、新生児の聴覚機能の状況の早期確認、早期対応を図るための検査に要する費用の一部を助成する新生児聴覚検査費助成事業、そのほかに、母子保健情報連携システムの改修事業として電算処理委託料を予算計上してございます。

環境衛生費は、斎場の火葬炉設備を更新するための工事費でございます。

27ページ、農林水産業費、農業費、農業委員会費は共済組合負担金の減額、旅費につきましては農業委員の視察研修費でございます。

農業総務費は、人事異動によるものでございます。

農業振興費は、次世代野菜花き産地パワーアップ事業補助金でございます。

農地費は、委託料で農地耕作条件改善事業、工事請負費の小規模土地改良事業では田井畑地区の水路改良工事、繰出金は人事異動による特別会計への繰出金でございます。

林業費、林業総務費は、保安林作業員の賃金、委託料では保安林の松くい虫防除事業と して特別伐倒駆除、樹幹注入を計上してございます。積立金は、森林環境譲与税を全額基 金に積み立てするものでございます。

29ページ、水産業費、水産業振興費は、三尾漁協海藻群落再生研究事業などでございます。

漁港建設費は、台風等での漂着物処理を行うための三尾漁港海岸漂着物等地域対策推進 事業でございます。

商工費、観光費につきましては、キャンプ場使用料の追加に伴う財源更正でございます。 土木費、土木管理費、土木総務費は、共済組合負担金の減額。

31ページ、道路橋梁費、道路維持費は、賃金では道路作業員の賃金、工事請負費では町単独工事として道路の修繕工事を計上してございます。

道路新設改良費は、工事請負費では、町単独工事は三尾地区里道改良工事、和田西24 号線改良工事、入山4号線改良工事、吉原上田井線単独工事など、普通県費補助事業は和 田西36号線改良工事、公有財産購入費は大三尾4号線、和田西24号線などの公有財産 購入費でございます。

都市計画費、下水道費は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

消防費、消防施設費は、和田、入山の可搬式ポンプの購入費用を計上してございます。

災害対策費は、主なものとして、委託料で田井畑地区津波避難施設建設工事監理業務、

上田井地区津波避難施設実施設計業務、工事請負費では田井畑地区津波避難施設建設工事、 公有財産購入費では田井畑地区津波避難施設用地購入費を計上してございます。

33ページ、教育費、教育総務費、事務局費は、人事異動等による減額でございます。 小学校費、学校管理費は、和田小学校の修繕費でございます。

35ページ、こども園費、ひまわりこども園費は職員の昇格等による人件費の追加、委託料では幼児教育無償化対応に伴うシステム改修として電算処理委託料を計上してございます。

社会教育費、社会教育総務費は人事異動によるもの、公民館費は中央公民館の修繕費でございます。

37ページ、保健体育費、体育施設費は、体育センターの備品購入費でございます。 公債費、元金追加、利子の減額は、平成20年度に借り入れた臨時財政対策債において、 10年目の利率見直しにより元利償還金が確定したことによるものでございます。

議案第12号は、令和元年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ999千円を追加し、補正後の歳 入歳出予算の総額を72,724千円とするものでございます。

4月の人事異動等による人件費の追加と職員2名分の小型クレーン、玉かけの受講手数料でございます。

議案第13号は、令和元年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ58千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を1億30,800千円とするものでございます。

共済組合負担金の利率の変更と職員1名分の小型クレーン、玉かけの受講手数料でございます。

議案第14号は、令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ304千円を追加し、補正後の歳 入歳出予算の総額を8億19,105千円とするものでございます。

共済組合負担金の利率の変更と、委託料では、制度改正に伴うプログラム修正料の追加でございます。

議案第15号は、令和元年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,136千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億13,929千円とするものでございます。

4月の人事異動による人件費の減額でございます。

議案第16号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

固定資産評価審査委員会委員は、3人の方々にお願いをさせていただいてございますが、このたび大江勝氏の任期が本年6月30日となってございます。引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任させていただきたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました報告3件、議案16件について一括してご説明を申 し上げました。

何とぞご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(谷重幸君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前十時〇八分散会

再開は、19日水曜日午前9時です。

この後、全員協議会、各常任委員会を開きます。お疲れさまでした。